

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第五十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基

づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成二十八年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七項を第九項とし、第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

- 3 条例別表のB型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。
    - 一 肝炎治療受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
    - 二 肝炎治療対象患者の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
    - 三 肝炎検査費用の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 4 条例別表の広島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年広島県条例第十七号）による掛金の減額に関する事務であつて規則で定めるものは、広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年広島県規則第三十五号）第七条の二第二項の規定による掛金の減額の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 第二条に次の一項を加える。
- 10 条例別表の広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）による修学奨学金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。
    - 一 広島県高等学校等奨学金貸付条例第五条第一項の規定による奨学金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
    - 二 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成十四年広島県規則第五十六号）第九条第一項の規定による奨学生の資格を証する書類等の受理、その書類等に係る事実についての審査又はその書類等の提出に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。